

国民健康保険税の 税率が確定しました

【お問い合わせ】岩室村税務課 ☎82-5716

国民健康保険は、加入者が病気やけがをしたときに安心して医療を受けるための相互扶助の制度で、保険税は病気などにかかった経費の一部を、加入者の所得や加入者数に応じて負担していただくものです。また保険税は医療分と介護分を合わせて納付していただきます。

保険税の納付方法

保険税の納付は年12回で、年税額から1期～3期までの仮算定税額を差し引いた残りを9回に分けて納めることとなります。具体的な税率や計算方法は下の表のとおりです。

平成16年度納付期限

第1期	4月30日
第2期	5月31日
第3期	6月30日
第1期～第3期は、 仮算定税額期間	
第4期	8月2日
第5期	8月31日
第6期	9月30日
第7期	11月1日
第8期	11月30日
第9期	12月27日
第10期	1月31日
第11期	2月28日
第12期	3月31日

国民健康保険からのお知らせ

70歳以上の方へ

今月は国民健康保険高齢受給者証の更新月です。



現在、70歳以上で昭和7年10月1日以降に生まれた人が、医療機関で受診する場合には、高齢受給者証と保険証を一緒に提示することになっています。

高齢受給者証については、毎年8月が更新となりますので、7月末までに新しい高齢受給者証を送付します。

8月1日からは、新しい高齢受給者証を持参のうえ、受診してください。



【お問い合わせ】
岩室村住民課 国保老保係
☎82-5712

高齢受給者証の内容を確認しましょう

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 年 月 日	
住所	氏名
氏名	性別
氏名	性別
生年月日	年月日
保険料の割合	
有効期限	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

住所・氏名・生年月日などを確認してください

お医者さんにかかるときの自己負担割合が示されています

有効期間を確認しましょう

受給者証の更新をお忘れなく

身体障害者手帳1～3級及び療養手帳Aをお持ちの人へ

「県障」医療費受給者証

の更新は忘れずに！

「県障」医療費受給者証をお持ちの皆さんは、現在お持ちの受給者証の有効期限が平成16年8月31日までです。忘れずに更新手続きを行ってください。

- ◆とき 7月20日(火)～23日(金)
- ◆ところ 役場福祉保健課
- ◆お持ちいただくもの

- ① 現在使用されている「県障」医療費受給者証
 - ② 身体障害者手帳または療養手帳
 - ③ 現況届(対象者の人には後日用紙をお送りします)
 - ④ 保険証
 - ⑤ 印かん
- ※受給者が減額認定証を受けている場合は、減額認定証もお持ちください。

【お問い合わせ】
岩室村福祉保健課 介護福祉係
☎82-5725

表1 平成16年度 国民健康保険税の税率及び計算方法

		医療分	介護分
① 所得割	(前年の総所得金額 - ※控除額) × 税率	6.5%	0.90%
② 資産割	固定資産税額(土地と家屋にかかる部分) × 税率	25.3%	-
③ 均等割	加入者1人当たり	22,000円	8,700円
④ 平等割	1世帯当たり	25,000円	-
①+②+③+④ = 1年間の保険税額		最高限度額	
		530,000円	80,000円

※ 所得割の控除額…基礎控除額33万円。

注：税額の計算に用いる総所得金額や固定資産税額は、国民健康保険の加入者分のみです。

表2 均等割と平等割の軽減制度

世帯あたりの前年の総所得金額が	
● 33万円以下の場合	7割軽減
● (33万円+24.5万円×被保険者数(世帯主を除く))以下の場合	5割軽減
● (33万円+35万円×被保険者数)以下の場合	2割軽減